

平成28年度第1回宮城県障害者施策推進協議会・議事要旨

1 日時 平成28年10月26日(水) 13:30~15:20

2 場所 宮城県行政庁舎11階第二会議室

3 出席者

別紙「出席者名簿」のとおり(15名出席)

4 議事要旨

(1) 開会

①渡辺保健福祉部長あいさつ

- 本日は、御多忙の折、お集まりいただきお礼申し上げます。また、委員の皆様には、日頃から我が県の障害福祉行政に対する格別の御指導御協力を賜り重ねて感謝申し上げます。
- 本日の協議会では、主に2つの議題について皆様から御意見をいただくこととしている。1つ目は県の障害福祉長期計画である「みやぎ障害者プランの改定について」、2つ目は「障害者差別解消支援地域協議会について」といういずれも非常に重要なテーマであるので、よろしく御審議賜りたい。
- 皆様御承知のとおり、今年7月に相模原市の障害者支援施設で多くの入所者の尊い命が奪われるという大変痛ましい事件が発生した。この事件は、障害がある方々への差別的な思想が引き起こしたものと言っても過言ではないと考えており、我が県としても、こうした障害を理由とする差別の解消や、障害の有無に関わらず、全ての人が生きがいを実感し、安心して生活できる地域づくりに向けた取組をより一層充実させていかなければならないと痛感している。
- こうした思いを「みやぎ障害者プラン」を初めとする県の施策にきちんと反映していきたいと考えているので、委員の皆様には、忌憚のない御意見をお願いしたい。

②交代委員の紹介

齋藤 久仁浩 委員(宮城労働局職業安定部職業対策課長)

高橋 裕喜 委員(宮城県経済商工観光部次長)

野口 和人 委員(東北大学大学院教育学研究科 教授)

渡辺 達美 委員(宮城県保健福祉部長)

③副会長選出

- これまで副会長を務めていた「川住 隆一」委員(野口委員の前任に当たる)の退任に伴う新たな副会長の選出

→ 全会一致で野口委員が副会長に選出

(2) 議題1「みやぎ障害者プランの改定について」

①事務局説明(障害福祉課 佐藤課長)

- 資料1-1の「1 背景・趣旨」の「(1)プランの位置づけ」を御覧いただきたい。
- 「みやぎ障害者プラン」は、障害者基本法の規定により、県に策定が義務づけられている障害者施策に関する基本計画である。また、県では、県政運営の基本指針である「宮城の将来ビジョン」で掲げる「障害があっても安心して生活できる地域社会の実現」と

いうビジョンのアクションプランとしても位置づけられている。

- 現行の障害者プランは、平成23年度から29年度までの計画期間となっており、来年度中には、平成30年度以降の計画を策定する必要があるため、本日の協議会では、まず、プランの改定作業を進めていく上で、最も重要となる全体の骨子について御了承をいただきたく、委員の皆様にお諮りする次第である。
- 次に「(2) 改定に当たっての基本的な考え方」についてだが、県としては、これまでの障害者プランの基本理念は継承しつつ、障害者施策の制度改正や、外部環境の変化等への対応をプランに反映していくという方向性で改定作業を進めていきたいと考えている。
- 基本理念は、資料に記載のとおり、「だれもが生きがいを実感しながら、共に充実した生活を安心して送ることができる地域社会づくり」としたいと考えており、現行のプランの基本理念に「安心して」という文言を加えた。これは、今後、力を入れていかなければならない医療的ケアを必要とする方々への支援の充実などを念頭に入れたものである。
- また、障害者虐待防止法や障害者差別解消法の施行、平成30年度に施行予定となっている改正障害者総合支援法・児童福祉法など国の制度改正、さらには新たな社会的課題である「災害時の対応」や被災者をはじめとする「心の問題」などへの対応も次期プランに反映していきたいと考えている。
- 「(3) 計画期間」については、国の障害者基本計画や、県の障害福祉計画の期間を考慮し、平成35年度までの6年間としたいと考えている。
- 次に「2 次期プランの特徴と施策体系」についてだが、先述した基本理念の実現に向け、次期プランの6年間では、3つの課題に重点的に取り組んでいきたいと考えている。まず1つ目は「障害を理由とする差別の解消」である。障害者差別解消法の施行もあり、県としては、差別の解消と、様々な社会的障壁の除去に取り組んでいきたいと考えている。
- 2つ目は「障害者の経済的自立の促進」である。年金や手当、公費負担医療制度など、国の制度の充実を要望していく一方で、県としては、働く意欲のある障害者の雇用・就労の促進、工賃向上などに一層取り組むことで、働くことの喜びや生きがいを実感できる地域づくりに取り組んでいきたいと考えている。
- 3つ目は「自らが望む地域・場所で暮らすための環境整備・人材育成」である。障害の程度・種別、障害がある人を取り巻く環境等に応じた相談体制の拡充、日常生活の場の確保、福祉人材の育成を含むサービスの提供体制の整備に引き続き注力していき、特に、生まれながらに障害がある子ども達とその家族に対し、ライフステージに合わせた切れ目のない支援を展開していきたいと考えている。
- 次に「3 プランの各論」についてだが、ここには、基本理念の3本柱である「共に生活するために」、「いきいきと生活するために」、「安心して生活するために」講じていく施策の方向性と、具体の施策を記載しており、太字部分が現在のプランの見直しや、新たに追加した施策となっている。現行プランとの比較で見ていただいた方がわかりやすいので、資料1-2を参照されたい。

- 先ほども御説明させていただいたが、「(1) 共に生活するために」では、「差別解消・虐待防止・権利擁護の推進」の項目を追加・拡充している。「(2) いきいきと生活するために」では、「就労の定着」を新たに追加したほか、「工賃向上に向けた支援」を拡充することとしている。「(3) 安心して生活するために」では、「在宅・施設サービス等の充実と提供体制の整備」を図るために、グループホームなどの「地域における生活の場の確保」を引き続き進めつつ、福祉人材の育成を含めた「サービスの質の確保」にも取り組むこととしている。また、「保健・医療・福祉の連携」をさらに強化し、「精神疾患対策の拡充」や、「発達障害・高次脳機能障害の支援」、「医療的ケア体制の整備」を新たに追加・拡充することとしている。
- 「4 今後のスケジュール」については、本日、御提示した骨子案で御了承いただければ、次回の協議会において、この骨子に基づき文章化したプランの素案をお示しいたいと考えている。来年度には中間案、パブリックコメントを経て、来年12月までにプラン改定を完了したいと考えている。
- なお、来年度は、このプラン改定に併せ、障害福祉サービスの提供に関する計画や地域移行に関する目標などを策定する障害福祉計画（第5期）の改定も控えている。
- 事務局としては、委員の皆様方から多くの意見を聴くことができるよう、早めの作業と丁寧な説明に努めてまいりたいと考えている。

②質疑応答

(阿部会長)

- 今の事務局からの説明を総括すると、現在の障害者プランが来年度で期間満了となり、その改定作業を今年度、来年度にまたがって実施していく、本日は、改定に当たっての骨子案が事務局から示され、これについての協議会の意見を聴取したいとのことであった。
- 特に意見が求められている部分としては、資料1-1のうち、「基本理念」、「計画期間」、「プランの特徴」である重点施策、プランの目次にも当たる「プランの各論」であったかと思う。まずは「基本理念」に関する委員の御意見を伺いたいと思うがどうか。

(志村委員)

- まず、先日（※平成28年10月24日）、事務局の担当者から事前に今回の議題に関する趣旨説明を受けたが、その際に提案していた質疑に関する事務局の見解を伺いたい。

(事務局・田中班長)

- 今回、議題に関する事務局の考えを委員の皆様にあらかじめお伝えするため、委員全員に事前の説明をさせていただいた。私は直接、志村委員とお話はしていないが、実際に訪問した担当者からは6点ほど質問があったとうかがっている。
- まず1点目は「次期プランの検討に当たり、現行プランの実績を把握する必要があるのではないか」との御質問であったが、これについては御指摘のとおりであり、プラン改定時に実施している基礎調査、アンケート調査をもって実績を把握したいと考えている。
- 本日の協議会では、調査内容の詳細等についてお諮りすることはできなかったが、実施に当たっては、委員の皆様の見解も取り入れながら進めてまいりたいと考えている。
- 2点目は「次期プラン骨子案では、『ケアマネジメントの充実強化』を挙げているが、現行では『ケアマネジメントと相談支援体制の拡充』という項目立てになっており、両者

は別のものと考えがどうか」との御質問であったが、事務局の意図としては、相談支援事業所の「数の確保」から「利用者本位の質の向上・確保」にシフトしていきたいという考えに基づくもの。ただし、書きぶり等については、素案の段階で改めて御相談申し上げたい。

- 3点目は「公費負担医療の充実とあるが、国の制度を執行するだけならば、プランへの記載は不要ではないか」との御質問だったが、まず県の支援制度として実施している事業（心身障害者医療費助成等）があるということ、さらには、継続・拡充が求められている国の公費負担医療について適時に要望等を行っていくという趣旨から、プランの項目に掲げさせていただいた。
- 4点目は「『えくぼ』のような機関は、県で1つしかなく、少ないのではないか」との御質問であったが、この後の「情報提供」の部でもお伝えする予定だが、子育て支援センターを支援拠点とする事業など、必ずしも「えくぼ」単独で発達障害支援を推進していくという意図ではないことを御理解いただきたい。
- 5点目は「『障害児への切れ目のない支援への注力』とあるが、『切れ目』とは何か」との御質問であったが、障害児の成長・ライフステージに伴い、支援のあり方や支援の中心者が変化していくことにきちんと対応していくという趣旨である。
- 最後に6点目は「バリアフリーという言葉は、広い概念であるにも関わらず、プランでは物理的な概念として捉えているようであり、不適切だと思うがどうか」との御質問であったが、これも御指摘のとおりであり、ある意味、障害者差別の解消もバリアフリーという概念に含まれるものと考えている。他方、この障害者プランの上位計画に当たる「宮城の将来ビジョン」でも「バリアフリーに配慮した施設整備」という項目があり、そちらにも配慮した書きぶりとしてさせていただいていた。これについても素案の段階で改めて御相談申し上げたい。

(阿部会長)

- 今、志村委員が事前に事務局あて提案を出されていたとのことであり、必ずしも基本理念のところではなく、プランの重点施策や各論に関わる部分の質問も含まれていたようであり、事務局からは先に立ち入って当該部分の説明があったと理解している。ひとまず基本理念の部分の議論に戻りたいと思うが、事務局説明にもあったとおり、基本理念はあまりぶれる性格のものではないと考える。本日はこの方向性で了承するとし、仮に書きぶり等で気になる点があれば、改めて素案提示の際に御意見を頂戴することしたいと思うがどうか。(異議なし)
- では続いて、プランの6年間とする「計画期間」についてだが、私は次々期のプラン改定を見据えて、国の基本計画等との並びなど、合理的な考えが示されていると思う。計画期間についても本協議会として了承するというところでどうか。(異議なし)
- 続いて、「次期プランの特徴・重点施策」についてはどうか。

(志村委員)

- 重点施策の「★1」で「差別の解消と社会的障壁の除去」とあり、これがいわゆる「バリアフリー」であると思うが、ここでいう社会的障壁は物理的なものだけではないわけであり、こうした文言をどうしていくかが今後の課題ではないかと思う。「情報のアクセシビ

リティ向上」もバリアフリーであらうし、各論を詰めていく段階で検討していただきたい。

- また先ほどの「障害児への切れ目のない支援」についてだが、これまでの何らかの情報で「切れ目がある」という実態を確認して出てきた施策なのだろうと思うが、その辺の現状を教えていただきたい。

(事務局・菅原班長)

- 障害児の支援については、未就学児が小学校に入学する際、中学校から高校に進学する際、又は高校から社会人になる際など、サービスや生活環境、教育環境などの変化に対し、関係者が情報を共有しながら支援していくことが重要であると考えている。もちろんこれまでも非常に重要な課題として取り組んできたところではあるが、今後は国の方針としても障害児支援に対する拡充が示されていること等も考慮し、重点施策に掲げさせていただいた次第である。

(志村委員)

- そうすると「関係者の連携」ということが「支援の充実」に当たるという見解なのだと思うが、この「切れ目」ということについて目黒委員の意見を伺いたい。

(目黒委員)

- 「切れ目」はたくさんあると思う。学校の中で特別支援学級にいた子どもが高校受験の時に受験できないケースや就職の時に支援が受けられないといったケース。
- またいわゆる「グレーゾーン」の子どもの場合、入学する際、普通学級で大丈夫と言われて、親はそれを「抛り所」として子どもを育てていくのだが、成長してからやはり発達障害だと言われるとどうしてもその事実を受け入れることができず、それが理由となって福祉サービスを受けることができず、引きこもりになってしまうといったことをよく耳にする。その際、幼い時からの支援が双方で共有できていれば、子どもの未来がまた違ってくると考えている。
- しかしながら、親にとっての「抛り所」が頑ななプライドとなってしまう。私は自閉症協会にいて、子どもが幼い時から福祉とともに歩んできたからそうしたことはないが、成長してから福祉サービスが必要だと言われても絶対に受容することはできないと思うし、関係者との連携などとも見込めないと考える。かと言ってそれは親の責任で、親が悪いのだとも言い切れないと思う。こうしたことも含めて社会的障壁ということなのではないかと考えている。

(志村委員)

- 私は、単に関係者が連携すれば解決する課題だとは思っていないのだが、さらに目黒委員からこの点について御提案があればお聞かせ願いたい。

(目黒委員)

- とても難しい問題である。先ほどいった「プライド」を捨てて、理解をいただかないと、自閉の障害がさらに重度化し、関係者全てが不幸になってしまう。なので、提案になっているかはわからないが、子どもが幼い時からこうした障害があるかもしれない、そうしたことを理解しないと子どもの未来に悪影響が出る可能性があるということを親御さんには理解してもらいたいと感じている。したがって、ペアレントメンターも必要であると考え、本当に子どもが小さい時にそれを受容することが何よりも大事だと痛感している。

(阿部会長)

- 先ほどの志村委員からの事前質疑に対する事務局からの回答にもあったように、現行プランの実績把握と次期プランへの反映のためにアンケート調査を行う予定との方針が示されているが、事務局には、このアンケート調査の中で、「切れ目を感じている」ということをすくい上げられるような方法を是非検討いただくとともに、その方法についても是非委員の意見を聴くようお願いしたい。
- また「バリアフリー」については、「みやぎ障害者プラン」の上位計画に当たる「宮城の将来ビジョン」との用語の平仄もあるとの事務局の回答であったが、障害者プランを読む方々に誤解を招かないような注釈・コメントを付する等の配慮をお願いするとともに、素案の段階で委員の皆様の見解をお借りするということにしたいと思う。
- 続いて「プランの各論」について御意見を伺いたい。

(長橋委員)

- 「(2) いきいきと生活するために」の雇用・就労の促進の部分だが、「資料1-2」を見ると拡充・統合のマークが付されていない。この理由を教えてください。
- また、工賃向上に向けた支援だが、現行プランでは、「工賃倍増計画」ということで、27,000円の工賃が得られるよう支援を講じていく旨の記載があったが、これが20,000円に修正されたようなことも聞いており、現状の実態がどうであるかということと、現時点での工賃向上につながる取組等があれば伺いたい。

(事務局・佐藤課長)

- 1点目の御質問は当方の記載漏れであり、お詫び申し上げます。就労・定着及び工賃向上についてはこれまで以上に充実していく項目と考えている。
- また、工賃向上の実態等についてだが、現在、商品開発や市場開拓等に向けたコンサルティング支援などの取組を実施しているが、平成27年度で18,643円ということで、10年前と比較すると5千円以上の増加となっている。この5千円という金額に対する評価は分かれるところであると思うが、全国的にみると平成26年度で全国5位の工賃となっている。より一層の工賃向上が求められていると感じており、当面は20,000円の達成を目指し取り組んでいるところである。

(阿部会長)

- 工賃向上については、現状の実績を踏まえて、なお一層の工夫が求められているのではないかと委員の御提案であったと思う。この趣旨を踏まえ、素案作成や実際の取組内容に反映していただきたい。他の御意見はどうか。

(下山委員)

- 「安心して生活するために」で「本人が住みたい場所」とあるが、「ほんわか」し過ぎていると感じている。本人はここに住みたいと言っても、その場所がない。グループホームがまずない、親亡き後はどうするのか、ということが私たちの喫緊の課題である。
- 親が70~80代、子どもが50~60代となっているが、親から離れることができない、あるいは親が離さないということである。グループホームについては、そもそも利益が上がらないことや、人材が確保できないため、施設の担い手がいないという問題がある。したがって、グループホームを運営している社会福祉法人等が実施している他のサービス

の利用者のみを受け入れるというグループホームもあるのが実態である。

- 医療的ケアが必要な人達だけが重度なわけではなく、行動障害や重度の子ども達をどこで受け入れるのかということが問題である。グループホームで預かりたくても、入浴支援（機械浴）を行おうとすると、天井等の補強が必要になり、経費が嵩むので入所を断るといったことが現実であり、例えば、グループホームの天井補強等に対する補助など、県としての支援策を検討していただきたい。市に相談したが県の支援メニューがなければ実施できないと言われている。また、赤字経営となってしまう点についても何らかの検討をお願いしたい。

(事務局・佐藤課長)

- 我々も行動障害や重度の方、精神障害の方々を受け入れていただくグループホームが不足しているということは認識している。グループホーム整備については、国の補助制度があるが、ここ数年、全く補助額が伸びていない状況にあり、必要な額に届いていないのが現状である。
- 今年度から、重度の障害をお持ちの方を受け入れるグループホームについては、国の補助事業に採択されてなくとも、県がその負担を肩代わりして補助するという事業を開始したところである。もちろん財源に限りがあるため、一斉の整備は難しいが、今年度は2施設をこの事業の対象としており、何とか来年度も継続していきたいと考えている。委員の御指摘には我々も全く同感である。他方、解決策をすぐに御提示することは難しいが、継続的に少しでも改善していきたいと考えている。

(阿部会長)

- 今、事務局から今年度から取り組んでいる事業の紹介もいただいたが、こうした点も次期プランに盛り込んでいただきたいというのが下山委員の御発言の趣旨であったかと思う。事務局にはよろしく受け止めていただきたい。それでは、だいぶ時間が経過しているが、皆様の御意見をうかがっている限りでは、少なくともプランの枠組み・骨子案については、深刻な異論は出ていないようであるので、この協議会として了承することとしてよろしいか。(異議なし)
- なお、志村委員、長橋委員から現行プランの実績を踏まえるようにとの意見があったほか、目黒委員、下山委員からは障害者に関わる現状を踏まえた提案もあったが、委員の皆様には追加の御提案等あれば事務局までお願いしたい。

(3) 議題2「障害者差別解消支援地域協議会について」

①事務局説明

- 資料2に基づき、御説明させていただく。この議題については、今年3月開催の前回の協議会で継続審議となった議題である。当時、委員の皆様から御指摘いただいた主な意見としては、「地域協議会の役割や、地域協議会と障害者差別に関する相談窓口との関わりがわかりづらい」、「地域協議会の具体的な運営イメージを示してほしい」とのことであった。
- 前回の協議会からたいぶ時間を要してしまったが、委員からの御意見を踏まえ、本日改めてお諮りする次第である。

- 資料左上の「1 経緯」の「(1) 地域協議会の機能・メリット」を御覧いただきたい。
これは、参考資料2としてお配りしている内閣府作成の「地域協議会設置の手引き」から、地域協議会の機能と設置のメリット、さらに組織・運営に係る記載を抜粋・要約したものである。
- 今年4月に施行された障害者差別解消法では、単一の機関が個々に差別解消に取り組むだけでなく、実際の相談・解決事例等を関係機関が情報共有し、共通認識を深めていくことで、差別解消に向けた取組を後押しできるとの趣旨から、地方公共団体の機関は、地域協議会を設置できることとしている。
- 特に、県単位の地域協議会に期待されている機能としては、広域性等の観点から、市町村等のバックアップ、つまり、広報・啓発活動を含め、県単位で検討する方が効率的・効果的な事案の検討や、国の出先機関との連絡調整、複数の市町村にまたがって事業を展開している事業者への協力要請などが挙げられており、設置のメリットとして、関係機関相互の情報共有により、「相談のたらいまわしの防止」、「指導監督権限を有する機関への迅速な引継ぎによる早期解決」などを掲げている。
- また、「(2) 組織・運営のあり方」については、特段の規定はなく、既存の会議体の活用が可能とされており、その運営についても明確な規定はなく、関係機関が一堂に会し、顔の見える関係を構築することが何よりも重要だとしている。
- これを踏まえた「2 本県の方針」だが、県としては、当該メリットに加え、県が既に取り組んでいる差別解消の取組について、関係機関の参画・協力・助言等をいただくことで、その効果向上が期待できるとの趣旨から、是非この地域協議会を立ち上げたいと考えているが、類似組織の乱立防止や、運営の効率性・実効性の観点から、新たな組織を設置するのではなく、今、御意見を頂戴しているこの「宮城県障害者施策推進協議会」に地域協議会が担う機能等を追加することで対応したいと考えている。
- その主なメリットとしては、国が想定している地域協議会の構成機関等について施策協の構成メンバーでカバーできていること、さらに既に国のいう「顔の見える関係」が構築されているという点である。
- また、そもそも障害者差別については、施策協で議論すべき重要な課題の一つであり、実効性、すなわち県の施策への反映等の面からもメリットがあるものと考えている。
- 一方、現在の施策協メンバーには、いわゆる「事業者」に属する分野の委員が不在となっていることから、県としては、次回の委員改選時に、新たに「事業者」分野からの委員を追加したいと考えているほか、必要に応じ、障害者施策推進協議会設置条例に基づく専門委員を任命し、専門委員で構成する調査チームで議論の深掘り等を行いたいと考えている。
- 「3 宮城県版地域協議会」、「(1) 組織・運営の整理」のとおり、新たな組織を設置するのではなく、施策協がその役割を担うこととなるため、地域協議会の名称は「宮城県障害者施策推進協議会」であり、本日、委員の皆様による了承により立ち上げとなる。目的は法の趣旨と同様、情報共有とネットワーク化推進であり、構成員は、施策協委員、必要に応じて、専門委員を任命することとする。また、これらの庶務は障害福祉課が務めることとする。なお、法の定めにより、地域協議会の名称、構成員の氏名は、

公報やインターネットその他適切な方法で公表することとされているので、あらかじめ御承知願いたい。

- 「（２）実際の運営イメージ」だが、地域協議会は通常、定例開催される施策協の議題の一つ、あるいはメインの議題として議論されることとなる。具体的な議事進行のイメージとしては、県・市町村等に寄せられた相談事例やその顛末について情報共有させていただき、助言や意見交換を行っていただく。つまり、個別具体の苦情に対する対応や指導については、行政機関が責任をもって行うこととなるが、この協議会では、そうした情報の共有化をした上で、全般的な御助言をいただく場となる。さらに、より議論の深掘りが必要な場合は、専門委員による調査チームで検討することとなる。
- 「専門調査チームによる検討」のイメージは、課題が生じる都度、その課題検討に適した少人数の専門家、事業者等で構成することとしたいと考えている。この協議会委員の皆様にも依頼する場合が想定されるので、その際には御協力をお願いしたい。専門調査チームでは、差別発生 の 要因分析や解消に向けた取組案について協議し、その結果を施策協の場で報告する。以上が、本県における地域協議会の立ち上げについての説明となるが、最後に、その他の県の差別解消取組について御紹介させていただく。
- 県では、今年２月に県の対応要領を策定し、以後、管理職及び新任職員に対する障害者差別に関する内部研修を実施している。また、県政だよりやみやぎ出前講座等を活用した県民の啓発活動に取り組んでいるほか、県の合理的配慮として、県が行う会議やイベント等に手話通訳者等を派遣する事業を今月から開始したところ。
- さらに、障害者差別に関する一般県民からの相談窓口を「宮城県障害者権利擁護センター」とし、市町村と連携して、基本的な相談対応フローを共有している。地域協議会の機能を担うこの協議会では、今後、こうした県の取組に対しても、助言等をいただきたいと思いますと考えている。

②質疑応答

（阿部会長）

- 事務局からは、前回の報告よりも、遙かに具体的なイメージができる形で説明をいただいたように思う。今の事務局説明を総括すると、障害者差別解消法の施行に伴い、法で規定されている「地域協議会」を宮城県としても立ち上げたいと考えている。その際、運営の効率性や実効性の観点から、新たに地域協議会を設立するのではなく、我々の施策推進協議会にその役割・機能を加える形で、立ち上げ・運営していきたいとの趣旨であった。
- また、資料に記載のデメリットの解消のため、次回の委員改選時に「事業者」の分野に属するメンバーを新たに委員として加えたい。さらに、個別具体の検討課題が生じた場合は、新たに知事が任命する専門委員で構成される調査チームで議論を深めたいとのことであった。以上の説明に対して御質問・御意見などがあればお願いしたい。

（渡辺〔秀〕委員）

- 今の施策推進協議会のメンバーは「事業者」が不在であるとの事務局からの説明があったが、従前にも障害福祉課には伝えていたが、可能であれば「障害者当事者」を追加いただきたいと思いますと考えているがいかがか。

（事務局・佐藤課長）

- 委員定数が20人以内とされていることも含めて、検討課題とさせていただきたい。
(目黒委員)
- ここでいう「事業者」とは一般の事業者か、それとも福祉事業者を指すのか。
(事務局・佐藤課長)
- わかりにくい表現でお詫び申し上げる。ここでいう「事業者」とは商工業者による団体、例えば商工会議所等を想定している。
(阿部会長)
- 先ほどの事務局説明で、飲食店等での身体障害者補助犬の同伴拒否の話題があったが、こうした場面での「事業者」を指すとのことである。
(森委員)
- 今年4月の障害者差別解消法施行を受け、昨年10月から研修講師として、県内各地を10数回訪問しており、今後も数回講演予定であるが、そこで強調していることは、こうした福祉の相談窓口の最前線、行政や福祉事業者による差別が行われているのではないかと、ということをお話申し上げている。
- 1点質問だが、県の相談窓口として「宮城県障害者権利擁護センター」としたとあるが、これはいつ決定したのか。記憶が定かではないが、以前、権利擁護センターの担当者に電話したところ、障害者差別の担当ではないとの話があったように思うが、後でお答えいただきたい。
- また、「事業者」は雇用主でもあり、障害者はお客様でもある。両面で捉えていただきたいということも講演の場でお話しているが、この障害者施策推進協議会には、複数の障害者の当事者団体、支援団体、家族の団体がメンバーとなっている。また、私も関わっている「宮城県障害者社会参加促進協議会」では、まず1年目は自分達の団体の中で、障害者差別に関する理解を深め、啓発を行っていくことで進めている。
- 次に2年目では、これに加えて、可能であれば主立った「事業者」向けに、県の協力も得ながら、制度の理解等に向けた働きかけを行っていき、3年目では、啓発に関する計画的な展開を図っていく予定でいる。
- これまでの講演における質問者に行政関係者も複数おられたが、必ず「地域協議会」の話題になる。県も設置する意向だと答えてきたが、おそらく自立支援協議会の場でも話題になっているのだと思う。私が心配しているのは、障害者の虐待もそうであったが、対応件数がまだまだ少数である点、すなわち啓発が不足している点である。
- 障害者差別の実態はあるが、それをどうやって相談につなげていくのか、障害者当事者やその家族にもまだまだ浸透していないと感じている。仙台市は、東京の業者に委託して、24時間365日の相談体制をとっている。そこまで必要かは不明だが、この権利擁護センターが相談窓口であるならば、それをきちんと周知することが重要であると考えている。
(事務局・田中班長)
- 障害者差別の相談窓口に係る周知不足は、委員御指摘のとおりであり、一層の啓発が必要と考えている。なお、権利擁護センターについては、これまでも障害者虐待の相談窓口として委託運営しているが、今年4月の委託契約更新の際、仕様の項目に障害者差別に関する相談を追加したところである。今後は、窓口の周知徹底と市町村等での相談事例の共

有等を図るなどして、相談体制の整備に努めてまいりたい。

(阿部会長)

- 今、事務局から回答いただいたが、さらに広く理解の浸透を図った方がよいのではないかと思う。それから県としてのポリシーのようなものを明示した方がよいのではないかという委員からの提案もあったように思う。
- また、これらと関連して、差別解消への関わり方について、私の言葉で恐縮だが、もっと「見える化」し、具体化することが、県として差別解消を推進する上で意義があるのではないかという趣旨での発言であったと思われるので、この「地域協議会」のあり方とともに検討していただきたい。
- さて、宮城県としての「地域協議会」は、この施策推進協議会に機能を加えるということであり、実際の運営イメージも示されたところだが、御了承いただいたということでしょうか。(異議なし)
- 私自身も3月の時点では、不安感があったが、本日の説明で具体的にこの協議会の議題となる場合や、障害者差別に関する議題のみを議論する場合もある、さらには深掘りすべき議論の際は、専門委員による調査を行うということであったので、委員の皆様にも御理解いただいたのだと考えている。

(4)「情報提供」

①事務局説明(障害福祉課企画推進班 田中班長)

- 事務局からの情報提供ということで、3項目を一括して御説明させていただく。

情報提供1 第4期宮城県障害福祉計画の実績について

- まず1点目、「第4期宮城県障害福祉計画の実績」についてだが、この障害福祉計画は、障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスの提供体制に関する目標や、サービスの見込量などについて定めた県の計画であり、第4期計画は平成27年度から29年度までの3年間の計画となっている。
- 障害福祉計画を策定する際は、障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならないとの法の定めがあることから、その進捗状況についても皆様に御報告させていただく次第である。

【福祉施設の入所者の地域生活への移行】

- 資料3の1ページ目の下、「スライド番号1」を御覧いただきたい。「福祉施設の入所者の地域生活への移行」については、平成26年度から29年度までに210人の地域生活移行を進める目標を策定している。現在、26年度と27年度の2年間の実績が確定しているが、計40人、目標達成率は19%と厳しい状況にある。
- これは、本県における施設入所者は、現在の社会資源では地域での生活が難しい方が多いこと、地域では未だ多数の入所待機者がおられることなどに起因しており、今後更なる地域生活移行の推進には、グループホーム等の整備推進や医療的ケアの必要な方への支援の充実等が必要であると考えている。

【入院中の精神障害者の地域生活への移行】

- 「スライド番号2」を御覧いただきたい。「入院中の精神障害者の地域生活への移行」

については、4期計画で国の指針により新たに設けられた指標であり、平成29年6月に入院した精神障害者の退院率の向上と同年6月末時点での長期在院者数の減少を目標とするものである。

- 直近のデータは平成25年の値となるが、「入院後3か月時点退院率」は目標の64%に対し53.6%、「入院後1年時点退院率」は目標の91%に対し86.7%、「入院期間1年以上の長期在院者数」は目標の2,846人に対し3,429人となっている。これは、退院可能な患者であっても、退院の受け皿となるグループホームが不足していることや、自宅で受け入れる家族との調整が困難なケースが多いことなどに起因していると考えている。
- 精神科病院では、これまでも入院者の退院促進の取組を行ってきたが、今後とも、精神科病院と相談支援事業者等の関係機関との連携を強化するなどして、本人及び家族の支援などに取り組んでいく所存である。

【福祉施設から一般就労への移行】

- 「スライド番号3」を御覧いただきたい。「福祉施設から一般就労への移行」については、平成29年度時点で福祉施設を退所し、一般就労する方を年間で325人とする目標であり、直近のデータである平成27年度では、254人、達成率78%となっている。
- 当該目標については、3期計画においても着実に進展してきており、就労支援のための事業所も増加傾向にあるが、依然として多くの方々が求職活動されているのが現状であり、引き続き宮城労働局をはじめとする関係機関と連携しながら、障害者の一般就労に向けた支援の充実に努めていきたいと考えている。

情報提供2 船形コロニー整備事業

- 続いて、情報提供の2点目、「船形コロニー整備事業」について御説明させていただく。昭和48年に開設した船形コロニーは、障害者総合支援法に基づく「障害者支援施設」として、地域での生活が困難な重度・最重度の知的障害者を県内全域から受け入れている。
- 「Ⅰ. 基本構想の策定」に当たっては、建物・設備の老朽化が進んでいる上、バリアフリーに未対応な建物となっていることから、これらの整備が喫緊の課題となっており、外部有識者を交えた検討を重ねた結果、県立施設として県全域のセーフティネットの役割を引き続き果たしていくという方向性が示され、現地での建て替えを前提とした早期の整備が望ましいとの結論に至った。これを踏まえて今年6月に策定したものが、この基本構想になる。
- 「Ⅱ. 現施設の現状と課題」については、条例上、施設の定員は300人だが、実質的に可能な受入人数は210人となっている。建物の老朽化による雨漏りや設備の不具合が生じているほか、居室が2～4人部屋となっており、入所利用者のプライバシー等に配慮したものとなっていない。また、入所利用者の高齢化や障害の重度化への対応も課題となっている。
- 右の表は、建物ごとの建築年や経過年数、バリアフリーへの対応状況を一覧にしたも

のだが、御覧のとおり、多くの建物が老朽化しており、バリアフリーにも対応できていない状況にある。

- 次に「Ⅲ. 求められる基本的役割・機能」だが、県全域におけるセーフティネット、民間施設のバックアップ、そして地域の社会資源のコーディネートという3つの役割が期待されているところである。
- 「Ⅳ. 施設整備の方向性」については、基本理念として「利用者一人ひとりの意思を尊重し、利用者主体の障害福祉サービスを提供する」ことを目指すこととし、この基本理念の実現に向け、3つの【基本方針】を掲げた。1つは利用者の生活の質の向上を図り、安全安心で快適に生活できる施設、2つ目は、高齢化や障害の重度化などに対応した支援の充実が図れる施設、3つ目は、県内全域の社会資源や民間事業者などとの連携や協働が創出される施設である。
- 【整備方針】としては、①利用者にとって暮らしやすい環境の整備、②県立施設としてのセンター機能の効率的・効果的な発揮、③現在の機能を維持しながらの段階的整備である。
- また【整備・拡充する機能】としては、①入所利用者の住まいとしての居住機能、生活にメリハリを与える活動機能、個々の障害に対応した個別支援・自立支援機能、②就労・生産活動の提供機能や民間事業者などからの一時受入機能、③地域・民間との連携や災害時の支援など、県全域の障害福祉拠点としての機能が必要と考えている。
- 「Ⅴ. 施設整備概要」については、現地建て替えとし、整備場所は「おおくら園周辺」を想定している。既存建物の整備の方向性としては、老朽化の著しい建物は建て替えを行い、比較的新しい建物は大規模改修による整備を考えている。整備すべき居室数としては、新たに240室の整備を行い、既存の居室と合わせ、全体で300室となる予定である。
- 「Ⅵ. 事業計画」については、今年度に基本構想のとりまとめ、設計者の選定を行い、来年度には、全体の基本設計と一部実施設計に着手する予定である。平成31年度から段階的に整備を進め、32年度には新居住棟の一部を供用開始し、35年度の全面供用開始を予定している。
- 概算事業費としては、税抜きで約87億4千万円を見込んでいるが、これは現時点での最大限の整備費用であり、今後の基本設計等の中で合築や多層化などを検討し、より一層のコスト削減に取り組む予定である。

情報提供3 宮城県発達障害児者支援開発事業

- 最後に3点目、国のモデル事業として、今年度、県が取り組んでいる「発達障害児者支援開発事業」について御説明させていただく。県では、今後、発達障害児者及びその家族に対する支援を拡充・強化していきたいと考えており、本事業はその先駆けというべきものである。
- 事業の目的としては、保育所や幼稚園で現に働いている方々を対象に、「子育て支援センター（児童館）」を支援の拠点に、専門知識や必要なスキルを保護者と一緒になって習得いただく仕組みづくりを行うものである。

- 予算は約710万円で、国のモデル事業に採択されたため、1/2の国庫補助を受けられることとなっている。
- 事業の対象地域は松島町としているが、これは支援人材や障害福祉サービス事業所などの社会資源が限られている地域でも有効な仕組みとなるよう意図したものである。
- 具体的な事業のイメージは、松島町の子育て支援センターで開催するフォローアップ教室に、現任の保育士や幼稚園教諭等が参加し、発達が気になるお子さんとその保護者と一緒になって、スキルアップを図るとともに、発達が気になる子どもを実際に育てた経験のある保護者をメンター（相談者）として育成する研修等を行う。
- また、フォローアップ教室に保育士等を派遣した児童施設の負担を軽減するため、県は、当該施設に代替保育士等を派遣することとしており、これをもって、発達障害の早期発見・早期療育による二次障害の予防と、地域の方々にとって敷居が低く、相談しやすい環境にある「子育て支援センター」を中心とした相談体制の構築を目指すこととしている。
- 「事業の3本柱」、この事業の特徴だが、幼児健診で使用するアセスメントシートに独自の健診ツールを導入し、発達が気になるお子さんを、通称「のびっこクラブ」という遊びの広場へ促す「健診ツールの導入支援」を柱の一つとしている。また、「現任者のスキルアップ研修の支援」として、発達の気になるお子さんの支援課題を「のびっこクラブ」において検討する点も特徴の一つである。
- また、先述のとおり、発達の気になるお子さんを育てた経験のある保護者が、子育てに悩むお母さん達のサポーターとなってもらうために必要なスキルを習得する「ペアレントメンター育成」を行うことを3本目の柱としている。
- 今年中にこれらの「3本柱」の検討を進め、類似地域でも活用が可能となるような教材づくりと情報発信等に貢献できるよう取り組んでいきたいと考えている。

②質疑応答

（渡辺〔秀〕委員）

- 精神障害者の地域移行については、受け皿不足に加え、高齢化により、一層困難になってきていると考えている。これに対して、県の具体的な対策があればお聞かせ願いたい。

（事務局・佐藤課長）

- 委員御指摘のとおり、10年以上の超長期というべき入院患者の退院・地域生活移行は非常に難しいのが現状であるが、御承知のとおり、厚生労働省でも可能な限りの早期退院・地域移行を推進する施策を講じており、我々も精神科病院の医師や関係機関と逐次情報交換・連携しつつ、少しでも前に進めていけるよう努めているところである。

（事務局・松田技術総括）

- 現状の入院患者は、委員御指摘のとおり、高齢者が多数を占めており、かつ、5年以上の入院患者が全体の4分の1を占めている。高齢になった入院患者御自身に退院の意向がないということ、退院後の自立した生活が極めて困難であることが主な要因と考えている。
- 今回、県の障害福祉計画を策定する際、介護保険計画に当たる「みやぎ高齢者元気プラン」の中に高齢者である精神障害者の受入について盛り込むよう調整したところである。
- また、平成26年度から「退院後生活環境相談員」として医療機関の中に、医療保護入

院者であって、1年以上の入院患者については、地域の相談支援事業者と連携して、退院促進に取り組むなど、抜本的な対策にまでは至っていないが、地域での体制整備として、医療機関・相談支援事業所・保健所が中心となって、圏域ごとの受入体制についての検討や研修事業などを実施しているところである。

以 上